

## **回遊ネットワーク形成事業**

道路整備による自然環境の変化を最小限にとどめるため 県道づくりに「エコロード」の考え方を活かしていく。

※エコロード＝植物の生育や動物の行動に配慮して工法や構造を工夫した道路  
(平成11年度事業箇所 県道鳥取国府岩美線の十王峠(岩美町)における小動物が落ちても安全なスロープ付きの溝の整備)

## 第3章 快適な環境の保全と創造

### 第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

#### 1 親しみやすい水環境の保全と創造

#### **水環境の保全対策(名水保全の集い)**

身近にある良好な水環境の保全と活用を通じて、地域住民の水環境保全意識を啓発するため、鳥取県水環境保全市町村連絡協議会の主催する第13回「名水保全の集い」の活動を支援する(平成11年9月7日 日南町総合文化センター)

#### **海水浴場整備促進指導**

海水浴場を健全なレクリエーションの場とし 水難事故等のない快適な場とするため、関係機関と連絡会議を開催するとともに 海水浴場の実情把握と現地指導を行う。

#### 2 豊かで多様な緑の保全と創造

##### (1) **全県公園化の推進**

平成4年3月に策定した「鳥取県全県公園化構想」を基に、鳥取県の四季折々の変化に富んだ美しい自然を生かし、県全体が一つの公園と言えるような 美しく快適で、県民みんなが憩い楽しめるすてきな県土づくりを推進する

##### ア 全県公園化推進員の配置

全県公園化構想を全県的に広め、県民運動として展開していくため、各市町村に 地域での全県公園化活動をリーダーとなって推進していく「全県公園化推進員」を配置し、研修会を実施する。

○配置数 208人(市：小学校区単位、町村 旧町村単位)

○研修会 東・中・西部で各1回実施

##### イ 全県公園化写真コンクールの実施

全県公園化構想の普及啓発を図るとともに、快適な県土空間を県民総参加でつくっていく気運の醸成を図るため、全県公園化構想の3つの基本方針からテーマを設定し、写真コンクールを実施し、入賞作品の展示紹介を行う。

- 募集期間 平成11年4月30日～8月20日
- 審査会 平成11年9月9日
- 授賞式 平成11年10月7日
- 入賞作品展示会
  - (東部) 平成11年11月2日～7日／中電ふれあいホール(鳥取市)
  - (中部) 平成11年11月11日～16日／ショッピングセンターアプト(東伯町)
  - (西部) 平成11年12月4日～12日／米子コンベンションセンター(米子市)

#### ウ 全県公園化推進員活動支援事業

県民による緑化・美化活動などの全県公園化活動の推進を図るため、全市町村に配置している全県公園化推進員が中心となって取り組む全県公園化活動の活動費に対して補助する。

- 対象経費 種苗 肥料及び資材などの購入費 燃料費 印刷製本費 機械などの借上料など
- 補助限度額 推進員1人当たり50千円
- 補助率 1/2以内
- 平成11年度予算 補助金 4,550千円(推進員99人分)

#### エ 快適空間形成促進事業

市町村公園化計画・景観形成計画その他地域づくりに関する計画に基づき、市町村、県民及び事業者が実施する快適な県土空間を創出するための施設 設備整備事業に対して補助する。

- 対象経費 工事請負費、設計委託費など
- 補助限度額 1事業当たり5,000千円
- 補助率 1/2以内
- 平成11年度予算 補助金 35,000千円

#### **境港港湾環境整備事業(緑地)**

環日本海交流の拠点となる境港竹内地区内の緑地を夢みなとタワー みなと温泉館と一体的な公園として整備する。

#### **鳥取港港湾環境整備事業(緑地)**

親水性のある快適で潤いのある空間の創造と災害時の避難場所確保のため 港湾緑地を整備する。

#### **都市公園の整備(再掲)**

都市に於けるオープンスペースとして、県民の貴重な休息と憩いの場となる都市公園について、本年度は、都市住民が自然と親しみ、ふれあうことのできる場を提供すべく、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の園路、広場、修景施設(植栽)の整備を実施する

### **森林文化推進事業**

森林のめぐみについて広く一般に普及するため、森林の産物を利用した技術・知識の伝承者として活躍する「森の達人」を養成するとともに 小学生親子を対象とした森林体験学習会を開催する。

- ・「森の達人」養成講座 2回/年
- ・森林体験学習会 3回/年

### **緑化奨励事業**

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため 森林や緑の働き 大切さを普及啓発する

### **快適森林空間整備事業**

とっとり夢発見ルートや景観形成地域に当たる国・県道等沿線の森林を整備し、快適で優れた森林空間を創出することにより 景観整備の促進を図る。

### **漁港環境整備事業**

漁港における景観の保持、美化を図り 快適にして潤いのある漁港環境を形成する。

## 3 良好な景観の保全と創造

### (1) **景観形成の総合的推進**

「鳥取県景観形成条例」を基に 景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより 良好な景観の保全と創造に努める

#### ア 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為（景観形成地域内の行為を除く。）について 優れた景観の形成を推進するために 景観上の審査、指導を行う。

#### イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

景観形成地域における景観阻害物件の撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う

#### ウ 鳥取県景観大賞の実施

県民の景観形成への意識を高め、地域の個性を生かした美しく快適な県土づくりを推進することを目的として、県内の優れた景観を創り出している建築物や工作物、まちなみなどを広く募集し、地域の景観形成に大きく貢献している人々の功績を広く顕彰するとともに、景観形成上優れた建築物等の紹介を行う

- 募集期間 平成11年4月30日～7月15日
- 審査会 書類審査 平成11年8月4日

現地審査 平成11年8月25・26日

総合審査 平成11年8月26日

○授賞式 平成11年10月7日

○入賞作品のパネル展示

(東部) 平成11年11月2日～7日／中電ふれあいホール(鳥取市)

(中部) 平成11年11月11日～16日／ショッピングセンターアプト(東伯町)

(西部) 平成11年12月4日～12日／米子コンベンションセンター(米子市)

### **屋外広告物対策事業**

屋外広告物の調査及び提出者不明物件の除去等を行い 良好な都市景観の形成、自然景観の保全を推進。

### **沿道修景事業**

市街地や観光地の活性化を図るため 歩道の美装化等、道路の周りの環境を整備する。

(平成11年度事業箇所：

県道常藤関金線(関金町 湯命館前)の歩道の美化等の推進)

### **電線共同溝整備事業**

快適で災害に強い都市をつくるため 「新電線類地中化計画」に基づき 電線等の地中化を進める。

(平成11年度事業箇所

引き続き国道180号、県道皆生西原線(米子市)で電線類の地中化を進めるほか、県道木地山倉吉線(倉吉市・倉吉パークスクエア関連)で電線類の地中化に着手。)

### **大規模自転車道整備事業**

交通の安全と健康増進のため大規模な自転車道を整備し 環境に優しい自転車の利用を促進する

(平成11年度事業箇所：県道赤碓東郷自転車道線の整備)

### **フォレストタウン(木のまちづくり)推進事業**

フォレストタウンの整備は、地場産材(鳥取県内で生産される材料、特に木材)を利用したり、樹木や草花が植えられたり、せせらぎのある良好な住環境の木造住宅団地を整備するものである。これによって、木材の長所を生かした豊かで快適な環境に住んでいただくとともに 地場産材の利用を進め地域の木造住宅に関連した産業の振興を図るものである

計画戸数 約50戸

場 所 西伯郡西伯町 地内

面 積 約2ha

期 間 平成11年度～14年度（予定）

（平成11年度事業内容：

宅地の造成工事と併せて 小公園、遊歩道の整備、緑化工事を実施）

### **環境共生モデル住宅団地整備事業**

環境と共生する住環境、住宅、住生活を普及・啓発するため、エネルギー、資源、廃棄物などの観点から「環境への負荷の低減」「周辺環境との調和」「居住環境の健康・快適性」を目指した人や地球にやさしいモデル住宅団地を整備する

①崎津団地（事業主体 鳥取県住宅供給公社）

計画戸数 約200戸

場 所 米子市崎津団地

面 積 約10.6ha

期 間 平成11～14年度

（平成11年度事業内容 環境に配慮した団地の整備計画の策定）

②県営住宅夕日ヶ丘団地（仮称）

計画戸数 約50戸

場 所 境港市パークシティ夕日ヶ丘

面 積 約1ha

期 間 平成11～15年度

（平成11年度事業内容：平成10年度に行った環境共生住宅の提案の内、最優秀を受賞した計画に基づき 県営住宅50戸の基本設計を作成）

### **鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進**

平成9年7月に施行した「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、県民、事業者、土地占有者及び行政等が一体となった散乱ごみの防止、清掃活動等の環境美化の促進に関する取組みを行い 美しく快適な生活環境づくりを推進していく。

- (1) 空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しており、11年度には全市町村に最低1か所は促進地区ができるよう推進する。(全部で56地区)
- (2) 各市町村、道路又は河川管理者等で組織する「鳥取県散乱ごみ対策推進協議会」においては、協議会としての散乱ごみ対策のテーマを定め 各会員がそれぞれの立場で取組みを進めていく

### **海岸漂着物対策の推進**

市町村が原則として住民の参加 協力を得て、計画的に年4回以上海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行う

### **市町村緊急雇用特別基金事業（観光地美化等事業）**

市町村が取り組む様々な観光振興のための事業に対し助成を行う

#### 4 歴史的・文化的環境の保全と整備

##### **無形民俗文化財保存伝承支援事業**

県指定無形民俗文化財について、その保存伝承を支援するため 用具、衣装等の新調・修理費に対する助成を行う。

##### **倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業**

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い 倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業等に対し助成を行う。

##### **国史跡妻木晩田遺跡保存活用事業**

妻木晩田遺跡が全面保存され、国史跡に指定された。土地の公有化や遺跡の保存活用方策の検討を行うとともに 遺跡の初期整備を行う

#### 第2節 人と自然のふれあいの確保

##### 1 人と自然のふれあいの推進

###### (1) **自然公園、自然観察園、野営場、オートキャンプ場等の整備**

利用者の利便性・安全性の向上を図るため、中国近畿連絡自然歩道の整備と中国自然歩道の再整備を行うとともに、三朝町が行う県立自然公園内の公衆トイレの整備について助成することとしている。

また、氷ノ山後山那岐山国定公園の豊かな自然を活用した自然志向型のレクリエーションの拠点として、県と地元若桜町が整備を進めている「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の平成11年7月のオープンにあわせて、連絡道路の整備並びに「氷ノ山自然ふれあい館」周辺における広葉樹の植栽を行う

###### (2) **ふれあい機会の充実**

大山及び山陰海岸において、それぞれ大山自然科学館 山陰海岸自然科学館を拠点として、動物、植物、地形 地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催する。

さらに、11年度から「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」のオープンにあわせて、「氷ノ山自然ふれあい館 “響の森”」や「わかさ氷ノ山キャンプ場」を拠点に自然観察会（登山観察会を含む）を30回開催する。また、氷ノ山自然ふれあい館では 草花 木の葉 木の実 木材など自然の素材を使った体験創作教室を年間30

回開催することとしている。

また 自然体験教室等で自然体験プログラムを企画、実施したり、自然の生態等について解説する指導者を養成するため、自然体験リーダー養成 実践講座を実施する。

表3-3 自然観察会・自然体験リーダー養成 実践講座の実施計画

区 分	場 所	時 期	日 数
一般観察会	大 山	5・7・8・10月	30日
	山陰海岸	7・8月	5日
	氷ノ山	7～3月	26日
登山観察会	大 山	7月24日	1日
	氷ノ山	7・8・10・11月	4日
養成講座	氷ノ山自然ふ れあいの里	7月31日 ～8月1日	2日
実践講座	氷ノ山自然ふ れあいの里	9月25～26日	2日

#### **とっとり花回廊管理運営費**

県民に花と緑あふれるうるおい空間を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、とっとり花回廊を設置し その管理を行う

#### **とっとり出合いの森管理運営事業**

県民が気軽に森林・緑とふれあい、幅広く利用できる森林公園として 平成11年4月に開園した「とっとり出合いの森」の管理運営を行う

#### **森林ボランティア推進事業**

森林ボランティア団体「森っ子倶楽部」の活動に対する支援と、各森林ボランティア団体の活動拠点の整備及びボランティアリーダーの養成を行う

#### **緑・木とのふれあい推進事業**

県民の緑に対する理解と植樹及び育樹意識のさらなる高揚を図るため 鳥取県育樹祭、森林のめぐみ感謝祭等を開催する

#### **鳥取名木100選選定事業**

「とっとりの名木100選」として選定された樹木の保全と県民への周知を図る

#### **ふれあい牧場整備事業**

大山放牧場、鳥取放牧場をふれあい牧場として整備する

[大山放牧場]

畜産資料展示備品導入

ふれあい動物畜産の建設

[鳥取放牧場]

・牧場内道路・広場の整備

### **こどもの国整備事業**

県内の家族連れや小学生等が、自然とのふれあいや遊びを通じて憩い楽しめる場を提供するため、こどもの国の再整備を行う

整備期間 平成10～11年度

## 2 都市と農山漁村の交流の推進

### **都市山村交流促進対策事業**

森林等を活用し、山村住民と都市住民との交流を促進するため 拠点となる施設の整備に助成する。

交流の森の整備（遊歩道、木製遊具）

## 3 温泉の保護と活用

本県には 10温泉313源泉の温泉が存在し 毎年500万人を超える人々が訪れている。

温泉は、観光や保養等の重要な基盤となっており 温泉の保護とその適切な利用を図っていくことが重要である

### (1) **温泉の保護**

温泉は限られた天然資源であり 温泉資源を有効かつ持続的に活用していくことが重要である。

このため、引き続き県内の源泉の状況調査を実施するとともに、温泉の掘削や動力装置の設置等の許可等に当たっては 鳥取県自然環境保全審議会(温泉部会)の審議を経て、的確な対応を行う。

また、温泉の有効利用のため各温泉地における源泉の集中管理などを推進する

### (2) **多様な温泉の活用**

県内において、温泉は主に観光・保養温泉として旅館・保養所等で浴用に利用されているほか、一部には高齢者保健福祉施設 住宅団地等の浴用あるいは花き栽培等の農業用として利用されている。

県内の源泉の4割弱が未利用となっており 利用源泉を適正に利用するとともに、これらの未利用源泉の有効利用を図る

### **温泉フェスティバルinとっとりの開催**

中部温泉郷を対象に、観光客が直接参加・触れることのできる体験イベントを充実させるとともに、イベントの仕掛け人である地域コミュニティとの交流の場を設定し 観光と連携したまちづくりを行う



## 第4章 すべての主体の参加による行動

### 第1節 自主的な活動の推進

#### 1 各主体の協力連携体制の整備

##### **県民 企業・NPO・行政のパートナーシップ**

近年、住民参画による環境保全、まちづくりへの意識が高まり、地域における自主的な取組、ボランティア等社会参加活動も盛んになりつつある。

県は「ボランティア等社会参加活動推進指針」によりボランティア活動団体（NPO）等の活動の推進を図っているが、環境保全活動を行う団体は、分野別登録ボランティア団体延べ637団体のうち、64団体と10%を占めている（平成10年度）。

また、特定非営利活動促進法に基づきいわゆるNPO法人も環境保全の分野で生まれている。

地球環境問題は、住民の生活に深く関わっており、一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持って、地道に取組むことが重要となる。

また、地球環境問題は、地域をこえた、県、国、また国際的規模による解決への取組が必要であり 広く、県民、企業、NPO、行政がそれぞれの特性と役割分担のもと、お互いのパートナーシップにより協力連携し 課題解決に向けて行動する仕組みづくりを検討していく必要がある。

#### 2 県民・事業者 行政の自主的取組の推進

##### **NPOの取組**

NPOとは、民間非営利組織のことをいうが、平成10年12月から特定非営利活動促進法が施行され、従来のボランティア団体による取組から、法人格を持って、より公益的、組織的な活動をめざす動きが芽生えてきている。

平成12年2月現在、県内で、法人の活動項目として環境問題への取組を掲げている特定非営利活動法人が、鳥取環境市民会議、参加型まちづくりセンターガイナボックス、グリーンハットと3団体あり、そのうち鳥取環境市民会議は、平成11年8月、県内で初めて、オゾン層を破壊するフロンガスの危険性について県民を対象に環境講演会を開催する。

また、特定非営利活動法人やボランティア団体等が集まって活動団体の現状、課題等を話し合い、ネットワーク組織の結成等、今後の活動の発展を図るため、12年1月に つなげよう ひろげよう 市民活動”をテーマに「NPO ボランティア公開トーク」を開催する

### **国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業**

国際環境規格（ISO14000S）認証取得の取組を実施する県内中小企業に対し、経費の一部を助成するとともに、先に認証取得した企業による事例発表会や人材養成のためのセミナーを開催し 普及啓発 人材育成を図る

#### **【補助金】**

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	コンサルタント料 登録審査料
補助率等	3分の1以内の額 (上限 1社あたり100万円)

### **環境にやさしい県庁率先行動事業**

平成10年度に策定した県における省資源、省エネルギー、リサイクル等を目指した行動計画の取組を推進するとともに その計画を県内の市町村等へ普及啓発する。

計画の対象 県の全機関が事業所として行う事務

計画の期間 平成10年度から平成14年度

計画の推進方法

数値目標を設定し、環境マネジメントシステムの手法（計画(PLAN) 実行(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION))を取り入れた進行管理を行う

環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標

#### グリーン購入の推進

ア 古紙配合率100%のコピー用紙の利用割合を100%とする。

イ 特殊なものを除き 外注印刷物の古紙配合率70%以上の再生紙の利用割合を100%とする。

ウ 用品指定品目中の環境配慮型商品（エコ商品）の割合を50%以上とする。

#### 二酸化炭素排出量の削減

事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、平成14年度予測発生量から5%以上削減する。(平成14年度予測発生量 25,760 t)

#### 廃棄物の減量化

事務の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により現況の発生量から50%以上削減する

### **県庁ISO14001認証取得事業**

県が本庁知事部局の事務、事業を対象に平成12年度中のISO14001認証取得を目指して準備を進める

### 3 普及啓発・広報

#### **環境フェスタ'99の開催**

環境問題を県民が共通認識し、環境に対する取組の気運を高めるとともに県民意識の高揚を図ることを目的とした「環境フェスタ 99」を開催する

時 期 平成11年10月3日（日）

場 所 県民文化会館

内 容 こども環境サミット、環境影絵ミュージカル、こどもエコ体験コーナー、リサイクルバザー グリーン購入フォーラム 各種展示等

#### **環境の日及び環境月間**

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする「環境週間」が設定され、さらに、平成3年度からは、環境保全に関する国民の責務と自覚を促すため、環境庁において6月1日～30日を「環境月間」として設定した。また、平成5年11月に制定された環境基本法においては、6月5日を「環境の日」とし、環境問題に対する認識を深め、環境の保全に関する活動を推進するため、国、地方公共団体、事業者、民間団体、市民の各主体の協力のもとに各種行事を実施することとなった。本県においてもこの趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに多彩な行事を実施し環境保全についての意義を広く県民に普及し啓発に努める取組を行っている

〔県実施事業〕

ア 月間中の大気、水質、自動車騒音、振動調査

イ 少年少女環境ふれあい推進事業（環境パトロール）の募集

21世紀を担う子供たちの環境問題への認識を高めるため、身のまわりの自然環境や公害など環境に関するテーマを定め自分たちの町を調査する小学生の研究参加者を募集する（10グループ）。

ウ 「省資源、省エネルギー活動リーダー研修会」の開催

エ 「環境教育・学習指導者研修会（こどもエコクラブサポーター研修会）」

#### **地球温暖化防止月間及び大気汚染防止推進月間**

平成10年6月に制定された「地球温暖化対策推進大綱」により、毎年12月は、「地球温暖化防止月間」として全国的な地球温暖化防止に関する広報活動が行われている。本県でも次の取組を行う

(1) 「環境とエネルギーを考える懇談会」の開催

ISO14001を県庁として認証取得するための職員研修の一環として 地球温暖化に関する講演会を開催。

(2) 「地球温暖化対策推進連絡会議」の設置

(3) 「モデル自治会指定事業」座談会の開催

(4) テレビスポット (30秒)

(5) 新聞広告 (12月2日)

(6) 県政だより12月号に掲載

また、国は、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」として環境庁を中心に各種啓発活動を行っているが 本県もそれと連携を取りつつ大気環境の保全に関する啓発活動を進める。

### **環境美化促進月間**

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」として、ポスターの掲示、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに 市町村、各種団体と連携をとりながら全県的な美化運動を展開している

### **環境美化写真展**

県内の散乱ごみの現状写真等を一般から広く募集し 県民の美化に対する意識啓発を行う (環境フェスタ 99の会場で展示)

## 第2節 環境教育 環境学習の推進

### 1 環境教育・学習体制の整備

#### **環境教育の学校教育活動の中への位置づけ**

環境や自然を大切にする心を育み、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動できる態度と能力を育成するため、環境教育を学校の教育活動の中に位置づけ 環境教育・学習を推進するための体制の整備に努める。

### 2 環境教育・学習活動の推進

#### **環境教育・学習の推進**

環境学習プログラムや教材、施設の情報を取りまとめた「鳥取県環境教育・学習情報ガイド」の作成、環境パトロール事業を実施するとともに、「鳥取県環境教育・学習推進会議」を設置し 有識者と行政担当者との意見交換を行いながら環境教育 学習を推進する

## **児童生徒による「ふるさとクリーン・クリーン活動」**

すべての公立学校の児童生徒が全県公園化週間の期間中、学校が所在する市町村の海岸、河川、公園、道路などの公共的場所の清掃活動等を行う

## 第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

### 1 地球温暖化防止対策の推進

#### **地球温暖化防止推進事業**

地球温暖化対策の推進のためには、事業者、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取組を行うことが必要であるとともに、効果的な取組の推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

平成10年10月に公布された地球温暖化対策推進法においては、事業活動や日常生活からの温室効果ガスの排出抑制が事業者及び国民の責務として定められたところであり、事業者及び県民の責務の趣旨を踏まえながら平成11年3月に策定した「鳥取県地球温暖化防止推進計画」に盛り込んだ取組の促進を図るため 次のとおり各事業を実施する。

#### (1) 事業者の取組の促進

##### ア 事業所説明会の開催

地球温暖化対策推進法において、温室効果ガスを相当量排出する事業者は温室効果ガスの削減計画の策定に努めることとされている。これを受けて事業所における地球温暖化対策の取組の促進を図るため、事業所を対象とした説明会を 県内3カ所（鳥取、倉吉、米子）において実施する

##### イ 多量排出事業所の削減計画策定指導

地球温暖化対策推進法においては、多量の温室効果ガスを排出する事業者については、削減計画を策定するように努めることとされている。このため、各保健所がこれらの事業所に出向いて削減計画の策定を指導する

##### ウ 環境にやさしいくらし講座

県民及び事業者の取組の促進を図るため 市町村との共催により県内5カ所で講座を開催する。

##### エ モデル自治会による取組

市町村の協力のもとに1市町村につき1つの自治会等を指定し、環境家計簿を利用した具体的な行動の実践を通じて 地域に根ざした取組の促進を図る

##### オ 各推進連絡会議の設置

#### (ア) 地球温暖化対策推進行政連絡会議

県と市町村で構成する連絡会議を設置し、市町村の実行計画の策定を促進する

とともに 県と市町村の連携のもとに県民及び事業者に対する普及啓発の促進を図る。

(イ) 鳥取県地球温暖化対策推進連絡会議

県と業界団体で構成する連絡会議を設置し 業界ごとの自主的な取組の推進を図る。

カ 各種広報媒体の活用

啓発用ビデオや県政だより等を活用した普及啓発を行う

キ 低公害車の活用

平成10年度に導入したハイブリッド自動車（環境政策課）に加え 新たに1台導入し、展示や利用を通じて普及を図る

ク 省資源・省エネルギー運動

(ア) 省資源国民運動鳥取県推進会議

省資源・省エネルギー活動についての情報交換、連絡調整を行うとともに、参加団体の共同活動を通じて省資源国民運動の長期的かつ総合的な定着を図る。

(イ) 省資源・省エネルギー活動リーダー研修会

省資源・省エネルギー運動の担い手である市町村担当者、消費者、市民団体等のリーダーを対象に研修会を開催する。

開催地 鳥取市、倉吉市、米子市

開催時期 6月

(ウ) 環境にやさしい買物ガイド

環境に配慮した商品の購入をテーマに 消費者と協力して調査した県内小売店の情報誌を作成する。

**ノーマイカーデー運動の推進**

地球温暖化防止等を目的として、自家用車の利用を少なくし公共交通機関の利用を進めるノーマイカーデー運動を全県的な取組とするようPRを行う

**住まいづくり21推進事業（シックハウス・環境共生住宅の研修）**

住宅建設資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対する省エネルギー、省資源・リサイクル、家庭廃棄物対策などの観点から、人や環境への悪影響を無くし、周辺環境と調和した住み心地のよい住まいづくりを進めるため、消費者及び住宅生産者に普及 啓発の研修会を行う

**間伐材等流通戦略モデル事業**

間伐材等を森林所有者自ら集材・製材して付加価値を高めるとともに 消費地で直売する施設を整備し 消費者との交流と県産材のPRを推進する

## 2 オゾン層保護対策の推進

### **フロン回収対策の推進**

業界ルートによるカーエアコンや業務用空調機器等に含まれるフロン回収が平成10年9月から開始されたところであり、有識者、関係業界の代表等で構成する鳥取県フロン回収等推進協議会により 回収状況の把握及び回収の促進に努める

### **紫外線についての調査研究**

紫外線量 (UV-A, B) の実態調査 (衛生研究所) を行う

## 3 酸性雨対策の推進

### **酸性雨調査の実施**

市街地 (鳥取・倉吉・米子) 3 地点と、若桜町氷ノ山の計 4 地点で降水の酸性度等の調査を実施するとともに、鳥取市 1 地点において平成11年度から平成13年度まで降水以外のものも含めた降下物等の酸性度等の調査 (全国公害研究酸性雨第 3 次調査) を行う。

### **酸性雨等森林衰退対策事業**

酸性雨の森林に対する影響をマニュアルに基づいて調査し、酸性雨等による森林への影響状況、森林の健全度等を明らかにする。また、現地に人工酸性雨、消石灰を散布し、土壌、植生、立木への影響を調査し 県内の各森林土壌においては、臨界負荷量の把握を行う。

## 4 その他の地球環境問題への取組の推進

熱帯林の減少、海洋環境の保全、野生生物種の減少、砂漠化等のその他の地球環境問題に対して、研究機関等との連携も図りながら適切な対応を進める

## 5 環日本海諸国との連携強化と協力

### **環日本海圏地方政府環境共同取組事業**

「第 6 回環日本海圏地方政府国際協力・交流サミット」の一環として開催される「環境分野学術研究者会議」に学術研究者及び行政関係者からなる代表団を派遣する。

また、平成 9 年 8 月に鳥取県で開催された「第 4 回環日本海圏地方政府国際協力・交流フォーラム」での合意に基づき、環日本海圏地方政府 (中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方) とインターネット等を通じて環境情報の交換を行うとともに、韓国江原道との間では環境・保健分野での研究者の相互派遣を行い併せて 中国吉林省からは研究員の受入を行う

### **国際環境協力推進事業**

鳥根県と共同で中国吉林省に現地視察団を派遣し 水環境分野におけるソフト面での環境協力について協議 検討する

## 第6章 共通的 基盤的施策の推進

### 1 環境関連高等教育機関等の整備推進

#### **鳥取環境大学創設事業**

鳥取環境大学の設置に向けて、引き続き、自然科学系の充実等の教育内容等の見直し、検討を進めるとともに、9月に学校法人寄附行為と大学設置の認可申請を行う。また、11月には施設の建設工事に着手する。

今後も鳥取環境大学の普及啓発に積極的に取り組んでいく

#### **衛生環境研究所（仮称）の整備**

平成11年度は 開かれた研究所を目指し 鳥取県衛生環境研究所（仮称）の実施設計を行う

### 2 環境影響評価の推進

#### **環境影響評価制度の適正な実施**

大規模な開発事業の実施にあたり、あらかじめ当該事業の周辺環境への影響を調査・予測・評価する環境影響評価制度は、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」が平成11年6月に全面施行されるため 今後は制度の適切な運用を図ることとする

### 3 環境情報の整備 提供

#### **環境情報システム整備事業**

本県の環境情報を広く県民等に発信し 環境配慮への取組を一層推進するため 環境ホームページを作成する

### 4 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進

新たな環境汚染に対応した常時監視を実施するとともに 調査研究を進める



表3-4 新たなテーマ

衛生研究所	湖山池汚濁機構調査（藻類増殖試験による制限物質調査） 中海汚濁機構調査（藻類増殖試験による汚濁機構解明） 水辺環境と水質浄化に関する研究（水生植物利用の浄化） 全国公害研協議会第3次酸性雨調査 紫外線量についての調査研究
農業試験場	水稻・大豆の農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
園芸試験場	農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立 園芸作物の環境にやさしい農業の開発促進
中小家畜試験場	豚の糞尿処理システムに関する研究
林業試験場	森林の整備と保水効果に関する研究 酸性雨森林衰退対策事業
水産試験場	磯場環境改善調査事業（全県磯場センサス） 漁場環境維持対策事業費

#### **とっとりエコ戦略調査研究**

資源循環型社会への転換を図るため 庁内職員等で構成する研究会で今後取り組むべき施策を検討する。

#### 5 環境に配慮した社会資本整備等の推進

ごみ処理施設、し尿処理施設等の環境を良好に保ち、快適な環境を創造するために必要な施設の整備や地域環境保全基金の運用を行う

#### 6 環境基本計画推進体制の整備充実

##### **「環境基本計画」の着実な推進**

平成8年10月に制定された「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、平成11年3月に策定した「鳥取県環境基本計画」を県民や事業者に広く周知するとともに 各種施策を総合的かつ計画的に推進する